

第13 景観・まちづくり

景観づくり

良好な景観は、地域の財産であり、住む人に快適さや潤い、安らぎをもたらすとともに訪れる人にとっても魅力的なものです。本県には、美しい海岸線や緑豊かな房総丘陵などの自然景観、地域の営みにより形成されてきた農山漁村景観、歴史的な町並み景観、計画的に整備された市街地景観など、多様な景観があります。

これらの良好な景観を保全・創出する取組みを行うことによって、『住みよいまち』『住み続けたいまち』が実現されるほか、地域への誇りや愛着も生まれ、地域コミュニティの形成、地域の活性化や観光振興への寄与も期待できます。

県では、平成５年に「千葉県景観形成指針」を策定するなど、独自の取組みを行ってきましたが、平成１６年６月に制定された「景観法」を踏まえ、平成２０年３月に「千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例」を制定し、良好な景観の形成に関する施策を総合的に進めているところです。

(1) 景観づくりの取組み

平成16年6月、景観そのものの整備・保全を目的とする我が国で初めての総合的な法律である「景観法」が制定され、「景観行政団体」が「景観計画」を定め建築物・工作物等に対する届出・勧告を基本とした緩やかな規制誘導を行う仕組みや、市町村の都市計画の一つとして、より積極的に景観形成を誘導する「景観地区」の制度などが設けられました。

県では、市町村が「景観行政団体」となって地域住民と協働で良好な景観の形成を推進していけるよう、必要な支援・連携に努めています。

〈景觀行政團體〉

景観行政を担う主体として法に定められた新しい概念で、都道府県、政令指定都市、中核市は自動的に、その他の市町村は県との協議により景観行政団体になることができます。なお、景観についての二重行政を避けるため、一つの行政区域では、都道府県か市町村のどちらか一方が景観行政団体となります。

○令和7年4月1日現在の景観行政団体（40市町村）

千葉市、船橋市、市川市、市原市、我孫子市、柏市、佐倉市、流山市、浦安市、館山市、松戸市、茂原市、香取市、御宿町、袖ヶ浦市、山武市、大網白里市、成田市、野田市、鎌ヶ谷市、木更津市、銚子市、習志野市、東金市、多古町、白子町、酒々井町、君津市、印西市、栄町、睦沢町、長生村、富里市、大多喜町、東庄町、長柄町、一宮町、白井市、芝山町、八千代市

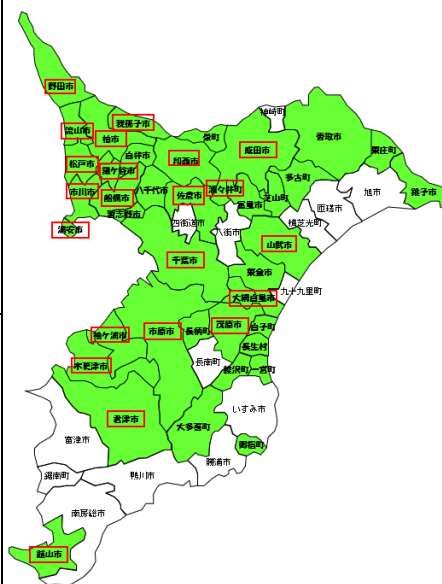
※その他の地域は千葉県

〈景観計画策定状況〉

○令和7年4月1日現在の景観計画策定済団体（22市町）

市川市（平成18年4月6日告示）、我孫子市（平成18年10月23日告示）、柏市（平成19年11月30日告示）、流山市（平成19年12月21日告示）、市原市（平成20年12月24日告示）、浦安市（平成21年6月1日告示）、船橋市（平成22年3月31日告示）、千葉市（平成22年12月21日告示）、松戸市（平成23年3月30日告示）、茂原市（平成24年10月1日告示）、成田市（平成25年12月3日告示）、袖ヶ浦市（平成25年12月20日告示）、鎌ヶ谷市（平成26年3月20日告示）、大網白里市（平成26年3月25日告示）、山武市（平成27年3月12日告示）、木更津市（平成28年3月1日告示）、酒々井町（平成29年4月26日告示）、佐倉市（平成29年12月22日告示）、印西市（平成30年3月20日告示）、君津市（平成30年12月28日告示）、館山市（令和元年6月26日告示）、野田市（令和7年3月21日告示）

景観行政団体市町村
(令和7年4月1日現在)



（２）千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例

県の景観に取り組む姿勢を明確にして、景観施策を総合的に推進するため、平成２０年４月に「千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例」を施行しました。この条例では、景観づくりの担い手を育て、地域の財産である景観を次世代に引き継いでいくという「育成」の理念をコンセプトとして、良好な景観の形成についての基本理念を定め、各主体の役割を明確にしている他、３つの認定制度と１つの協定制度や、基本方針の策定など施策の枠組みを位置づけています。

○３つの認定制度と１つの協定制度

県民や事業者の取組みを支援するため、良好な景観づくりを行う３つの認定制度（景観づくり地域協定の認定、景観づくり地域活動団体の認定、景観づくり社会貢献事業者の認定）と事業者と県が良好な景観づくりに関する協定を結ぶ制度（景観づくり事業者協定）を設けました。

現在、「景観づくり地域活動団体」として、１１団体を認定しています。

＜景観づくり地域活動団体＞

令和７年４月１日現在

NPO法人 久留里フィールドミュージアム（君津市）

柏の葉アーバンデザインセンター（柏市）

幕張新都心まちづくり協議会（千葉市）

仲町街づくり協議会（成田市）

上町街づくり協議会（成田市）

花一参道街づくり協議会（成田市）

NPO法人 KAO（カオ）の会（鎌ヶ谷市）

我孫子の景観を育てる会（我孫子市）

行徳グリーン・クリンの会（市川市）

NPO法人 下田の杜里山フォーラム（柏市）

うらやす景観まちづくりフォーラム（浦安市）



アクアテラスと周辺建物の調和（柏市）

○「千葉県良好な景観の形成に関する基本方針」及び「千葉県公共事業景観形成指針」条例に基づき、景観形成の基本的方向や景観施策を推進するための基本的事項に係る「基本方針」及び県が公共事業を実施するにあたって、景観に配慮すべき事項に係る「指針」を平成２１年３月に策定しました。

屋外広告物の規制

屋外広告物については、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を目的として、屋外広告物法、千葉県屋外広告物条例及び同施行規則に基づき、表示の場所、方法などについての規制を行っています。

平成１６年の屋外広告物法の改正を受け、屋外広告業を今までの届出制から登録制とし、業務主任者の設置を義務付けるなど、屋外広告業者の指導監督の強化にも取り組んでいます。

なお、全ての市町村が、屋外広告物の許可事務（鉄道車両については県）や、はり紙、はり札などの違反広告物の除却事務等を行っています。

また、平成１６年に景観法が施行されたことに伴い、景観行政団体は、県と協議の上、屋外広告物に関する条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、県の条例で市町村が処理することができるようになりました（政令指定都市及び中核市を除く）。

都市再生整備計画事業等（従来のまちづくり交付金事業）

「都市再生整備計画事業（従来のまちづくり交付金事業）」は、人々が生活の豊かさを実感でき、地域経済・社会の活性化を図ることを目的として、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実現するため、国が平成16年度に市町村への交付金事業として創設しました。

平成22年度から、従来のまちづくり交付金事業は、都市再生整備計画事業として社会資本整備総合交付金に統合され、社会資本整備総合計画の基幹事業として位置付けられています。なお、令和2年度からは、立地適正化計画が策定された場合には、新たに創設された都市構造再編集集中支援事業に一部の事業が移管されることとなりました。

市町村は、まちづくりの目標・指標と、それを実現するために実施する各種事業等を記載した「都市再生整備計画」を作成し、概ね3～5年間で事業を実施します。

県は、都市再生整備計画事業等の促進を図るため、必要な助言等を行っています。

〈事業実施地区〉

令和7年4月1日現在

事業実施地区（都市再生整備計画事業）

※千葉市を除く

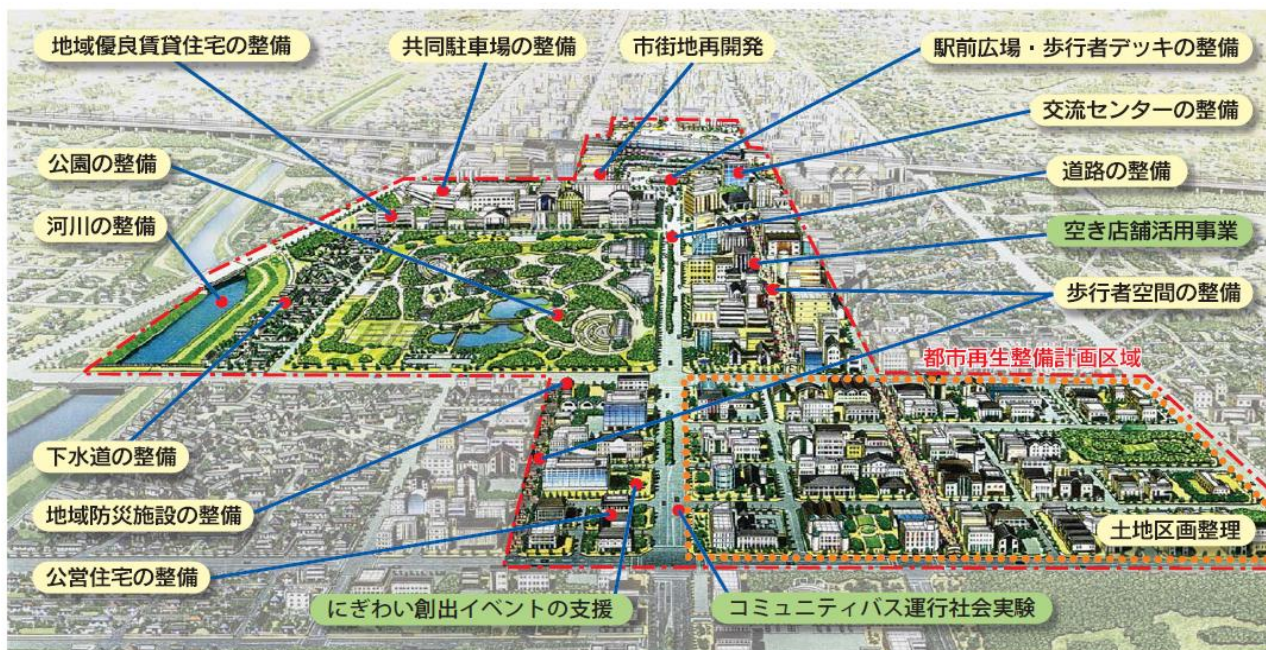
事業主体	地区名	計画期間		整備内容
		開始	終了	
船橋市	新京成線二和向台駅周辺地区	R6	R10	道路、公園
木更津市	木更津駅周辺地区	R2	R7	歩道 等
習志野市	津田沼駅周辺地区	R6	R10	駐輪場、エレベーター 等
流山市	江戸川台駅東口周辺地区	R5	R9	駅前広場 等
栄町	安食駅周辺地区（第2期）	R6	R10	歩道、公園 等

事業実施地区（都市構造再編集集中支援事業）

※千葉市を除く

事業主体	地区名	期間		整備内容
		開始	終了	
松戸市	松戸駅周辺地区（第2期）	R4	R8	人工地盤 等
	北小金駅周辺地区	R7	R11	公園 等
成田市	成田市居住誘導地区（第2期）	R2	R6	道路、公園 等
佐倉市	印旛沼周辺地区	R6	R10	公園、水辺遊歩道整備 等
柏市	柏の葉キャンパス駅・柏たなか駅周辺地区（第2期）	R6	R10	公園、緑地、下水道 等
	柏中央地区（第3期）	R6	R10	既存物件除却、道路 等
市原市	八幡宿駅周辺地区	R4	R7	複合公共施設 等
	五井駅周辺地区	R4	R8	公園、子育て支援センター 等
流山市	初石駅周辺地区（第2期）	R6	R10	自由通路、駅前広場 等
	流山おおたかの森駅周辺地区	R4	R8	道路、公園 等
	南柏駅周辺地区	R5	R9	公園 等
	江戸川台駅東口周辺地区	R6	R9	複合公共施設 等

〈まちづくりのイメージ〉



基幹事業 提案事業

出典：都市再生整備計画事業パンフレット【平成30年度版】（国土交通省）